

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法	
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	造成等	造成等の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙1のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

円(税込)

